

会 議 録

会議の名称	令和7年第1回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和7年2月6日(木)	午後1時25分から 午後2時39分まで
開催場所	本庄市役所504会議室	
出席者	被保険者代表	古杉 茂、内笹井 武登志、新井 千奈美、 田中 信子、大塚 真美
	保険医又は 保険薬剤師代表	荻野 隆史、澁谷 修一郎
	公益代表	広瀬 伸一、榎田 平一郎、小暮 純一、新井 次郎、 峯 昌彦
	被用者保険等 保険者代表	関口 有紀、安藤 浩、石崎 篤史
	市職員	矢嶋 雅宏(収納課長)
	事務局	榊田 誉浩(保健部長)、榊田 恵(保険課長)、 久米 久美子(保険課長補佐兼国保係長)
欠席者	本間 宏之、矢代 享一、林 勇毅(保険医又は保険薬剤師代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 議事 審議事項 (1) 令和6年度国民健康保険特別会計3月補正予算について (2) 令和7年度国民健康保険特別会計予算について (3) 準統一に向けた保険税率改定までの方針について 4 その他 5 閉会	
配付資料	・会議次第 ・資料1 令和6年度国民健康保険特別会計予算総括表(3月補正案) ・資料2 令和7年度国民健康保険特別会計当初予算概要書(案) ・資料3 モデルケース別税額試算比較表 ・答申書(案) ・国民健康保険税の年間収納率の推移(当日配布) ・はにぼんチャレンジ2024賞品カタログ(当日配布)	
その他特記事項	傍聴人: 無	
主管課	保健部保険課	

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	1 開会
会長	2 あいさつ 【会長あいさつ】
保険課長補佐	【本協議会成立の報告】 【傍聴人の有無の報告】 【配付資料の確認】
保険課長補佐	3 議事 【会長に議事の進行を委任】
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。 審議事項（１）「令和６年度国民健康保険特別会計３月補正予算について」事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、審議事項（１）についてご説明申し上げます。 【資料１に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	これに関連して、現在の国民健康保険税の収納状況の説明をお願いします。
収納課長	直近１月末の数字が確定しておりませんので、令和６年１２月末現在の収納率をご報告させていただきます。 現年度分につきましては６６.２０％で前年度比０.５４ポイントのプラス。滞納繰越分につきましては、３１.８５％で前年度と比較して９.０２ポイントのプラス。現年度分と滞納繰越分の合計収納率は６２.５３％となり、前年同時期との比較では２.０６ポイントのプラスとなっております。 今後は現年度分の収納に注力することとし、文書および電話による催告や、納税者の実情に即した納税折衝等を行い、より一層の自主納付を促すとともに、納税資力がありながら、納税しない滞納者につきましては、適正な滞納処分を行い、収納額の確保に取り組んでまいります。 なお、滞納繰越分の収納率でございますが、県交付金の現行基準として設定されております年間の目標収納率である２２％以上を上回ることができました。現年度分の収納率につきましても、同基準の年間の目標収納率である９３％以上を５月末の出納閉鎖に向けて達成できるよう努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。存じます。 収納課からは以上でございます。
議長	説明がありました審議事項（１）について、ご質疑等はございますか。 それでは、審議事項（１）については、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

	【なし、の声】 ご異議がありませんので、審議事項（１）については、原案のとおり承認することとします。
議長	次に、審議事項（２）「令和７年度国民健康保険特別会計予算について」事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、審議事項（２）についてご説明申し上げます。 【資料２に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	説明がありました審議事項（２）について、ご質疑等はございますか。
榎田委員	最初の方で説明いただいた高額介護合算 120 万ですね。去年は 70 万でした。来年度の申請が多くなるという話でしたけれども、その辺の推移はどのようなのでしょうか。
保険課長	高額介護合算は、元々通常の高額療養費に該当している方が月々お支払いしたことを受けて、１年間のトータルで支払った金額が出ます。同じ世帯で介護サービスを使っている方は、介護サービスの方でもお支払いがあるので、同じ世帯で医療も介護もそれぞれ自己負担限度額までの支払いをした後に自己負担の年額を計算して年間の上限額を超えた場合はお戻しするという数年前に創設された制度です。年間通してみないと支給額がいくらになるかわからないというところと、高額療養費と介護と両方合わせて、限度額が更に決められていますので、その額を超えたかどうかということが分かり次第、申請が必要になります。 １年を通して支払いのある世帯は、国保担当も介護担当も把握しており、この方たちが該当になるでしょうということがリストとして国保連合会からお知らせがありますので、それに合わせて申請をしていただくということになります。リストが来ると大体どれぐらい予算が必要かというのが把握できますので、それに合わせて予算を組ませていただいているという形になります。
榎田委員	わかりました。
議長	他にございますか。 では、私からよろしいですか。データヘルス事業が昨年度と比較して予算が突出しているのですね。プラスアルファで計画を策定するとおっしゃっていましたが、そうすると受診勧奨などについては、前年と同じぐらいで、残り 200 万がその策定料ということでよろしいでしょうか。
保険課長	はい、おっしゃるとおりでございます。 入札で委託業者をお願いするものですので、見積を何社か取らせていただいて、その範囲内で予算を計上させていただいております。
議長	わかりました。 他にございますか。

新井次郎委員	全体の考えとして、先ほどありましたように、被保険者が下方に転ずることがあったとして、例えば令和7年度の予算を組むときに、医療費はどうか、被保険者はどうなるとか、また、保険税の調定額はどうか、そういう全体的な考え方を導入して今の平成7年度予算を組んだのかというところをお聞かせいただければと思います。
保険課長	平成30年度から国保の運営は埼玉県が管轄をしておりますので、国民健康保険税は納付金を納めるためのものということで法律が変わっております。 基本的にはこの納付金、今年度ここにありましており20億円ということで算定していただいておりますけれども、これを納めるために、本庄市はこの標準税率でないと納めきれないですよということで提示されているものになります。 ただ、今まで県内全ての市町村でそれほど税率改定を行ってきていないので、法定外繰入をするなど、標準税率と乖離があるので、そこをどこの自治体も標準税率に近づけていくというような作業を行っておりまして、本庄市でも今委員の皆さまに協議を行っていただいているところでございます。 本庄市は、現在納付金を税だけで納めるにはかなり足りない状態ですので、差額はどうしてもそれ以外の県から交付される特別交付金で賄っておりまして、その中に保険者努力支援制度があります。保険者で様々な取り組みを行う努力制度でポイントを取って交付金としてお金をいただき、その差を詰めるというような努力をしております。本庄市はその交付金と基金の繰入金で何とか賄っている状況です。 ですので、保険税は本来の趣旨とは異なっています。本来、保険税は、県から示された標準保険税率で課税をした上で、県から示されている最低収納率をクリアするというような調定で組むべきところですが、今そこには至っていないため、今のところは現時点で、今の被保険者数に合わせて、今の調定で、先ほど収納課長が話していた収納率をクリアし、さらに決算のところで90%以上の収納率をいただいておりますので、それに近いギリギリのところで、予算を組ませていただいた状況でございます。
新井次郎委員	例えば1億1000万ぐらい、昨年度から予算が減っていますよね。それはなぜ減ったのかという、そこですけれども、今後も予算的に右肩上がりなのか、ほぼ横ばいなのか下がるのかという、そういう国民健康保険の予算の将来的な見込み、例えば、今ですと来年度の話ですけれども令和8年度、令和9年度と見たときに、令和7年度の傾向としては、全体の予算は減になるという考え方の中で予算を作って、令和8年度は増えていくとは捉えてはいないということでしょうか。
保険課長	繰り返しになりますが、核になるところは事業費納付金がいくらになるかということになります。そこはもう県の方の歳出で、被保険者の各1人当たりの医療費の状況について、今回全体的には減ってはいますが、1人当た

保険課長	りの医療費は上がりっぱなしです。ですので、標準税率はこの後説明させていただきますが、上がっています。令和9年度についても、もちろん前回の資料でも提示させていただきましたが、だいぶ高い税率で今県が見込んでおります。 本当にそれだけ高いままなのか、もっと高くなるのか、もしくは低くなるのかというのは、この数年の、例えば被保険者の皆さんの、例えば健康づくりの努力で医療費が下がったとか、そういうことがあればいいですけども、恐らく近々ではそういったミラクルは起きないと思っております。なおかつ、医療費については医療が高度化している関係で、薬代も高くなっている。難病なども当然、継続して治療がかかるようになってくると、やはりどんどん高くなっていくことが予測されます。 国保の場合は被保険者が社保適用拡大の影響を受けて社保に移行したり、75歳になって後期の方に移行したりということで、加入者数が少なくなっているの、今後調定額はどんどん減ると思います。ただ、医療の金額は高いので、医療費が減るということは、国の方もおそらく見通しは立たないと思います。 トータル的に調定は減りますが、1人当たりの医療費や1人当たりの必要な総額というのは、おそらく今後も減ることはないのではないかという見込み、見込みというか推測でしかないですが、そのようなことになるのではないかと思います。 保険給付費の見込みについては、昔は本庄市が独自で見込みを立てたのですけれども、今は、納付金の計算をするときに、県が今までの本庄市の被保険者の医療費などのデータを全て吸い上げ、見込みを立てて、これで予算を組むようにというような形で来るようになっていっているので、そこを本庄市が独自に決めるというのは今のところない形です。 ですので、本庄市が独自に予算を立てているところは、総務費と保健事業費のところぐらいしか、自由には決めていない形です。 今後、準統一になると保健事業費の方も県の方で統一をするように、今見込みを立てているので、そこも県が主体になって金額を決めるようになってきます。県内で同一の税率を目指しているの、受けるサービスも県内で同一にしないといけないということで、今それを目指して頑張っていますので、予算的なものもそこへ追いつくために、県内で事務処理標準ワーキング等の中で調整をとっているところです。 シンプルではありますが自由はそこまで利かなくて、でも、お金だけは帳尻を合わせなくてはならないという状況になってくるのではないかと思います。
議長	よろしいですか。 他にございますか。

荻野委員	前回会議に出ていないので大変恐縮ですが、お聞きしたいのは、特定健診の特定健康診査等事業費が少し減額になっているのですが、これはどういうことですか。
保険課長	これは健康推進課で担当していただいているものですが、予算は国民健康保険特別会計の方になっております。 特定健診の事業の一部について業務委託で行っているものがあります。委託業者は入札を行い決定しますが、当初の見込みよりも落札の金額が低くなったということで、その差額を減額させていただいているものです。
荻野委員	わかりました。
議長	他にございますか。 ないようですので、審議事項（２）については、原案のとおり承認することとします。審議事項（１）、審議事項（２）については今後議会にお諮りすることとなりますのでご了承ください。 次に、審議事項（３）「準統一に向けた保険税率改定までの方針について」事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、審議事項（３）についてご説明申し上げます。 【資料３－１、３－２に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	審議事項（３）について、ご質疑はございますか。
峯委員	はい、ちょっと聞きたいのですが、税額については一応モデルケースの中で、自営業はモデルとして提示できないと思うので、この１、２、３のモデルとして県が示してくれているとありました。 では、収納率についてはどのぐらいの％で収納できるというか、集める計算をされているというのがありますか。
保険課長	国保の運営が広域化になったところから埼玉県国民健康保険運営方針で、運営方針は皆さんにもお配りしてありますが、県も市町村も、運営をしていくことが定められております。 その中で、国保の収納率をどういうふうにパーセンテージを上げていくかというのも運営方針の中にありまして、令和９年度から準統一をするにあたって、完全統一を埼玉県では令和１２年度ということで目指していますが、今は市町村ごとの収納率によって、プラスマイナスをして納付金に加算したりしています。国や県が目指しているのは、収納率も全て県内全部同じ収納率にするところをこの方針で示しております。 それを目指すにあたって、実は、前年度決算として何％の収納率が確定したら、次の年はそれにプラスしなくてはいけない、その次の年はまたプラスしなくてはいけないというような積み上げ方式の収納率の表が運営方針の中にあります。

保険課長	ただ、どこの市町村も、標準税率が高くなり、保険税も高くなっていく中で、本当にこの運営方針どおりにやれるのかというようなことは、県にも意見があったところですが、この方針は今のところ、そのまま行うということなので、私共も税率を変えた上で、なおかつ示された収納率を目指すということは、ちょっと難しいと考えております。 ただ、そこに至らないと、おそらくペナルティがあるので、先ほど収納課長からも話が合ったように、やはり先ほど説明させていただいた努力支援とかそういった交付金の交付基準の中に収納率が何%以上というのも反映されてくるので、そこは気をつけないといけないと思っています。 ですが、収納率については見込みを行うのはなかなか難しいということで、少しでも努力支援の中の他の項目でお金をいただくことについて考える必要があると思います。答えにはならないのですが少しでも以上でございます。
議長	よろしいですか。
峯委員	わかりましたが、確認をさせてください。モデルケースでどのくらい集められるのかという、収納率の試算はしていないということでしょうか。
保険課長	試算は難しいです。 実は、本庄市の所得割というのが、やはり所得のない方の方が多いので、そうするとモデルケースの中に出ている所得割でいくらかというのは、実際はほとんどかかっていない方が多かったです。 そうすると、均等割の部分で計算をしていくことにはなるので、そうするとなかなかトータルの収納率を出すのは難しいかなと思います。 ただ、県の方でいろいろ納付金を計算するときには、市町村の実情を全てデータとして吸い上げているので、そこは還元されてくるのかなと推測はできるところでございます。
議長	他にございませんか。 先ほど事務局の方から提案がありました令和8年度の税率改定は令和6年の標準税率で行うということでございますけれども、皆さんそれにつきましてはお承認いただけますでしょうか。 【はい、の声】 ご承認いただけたということでよろしくお願いいたします。
保険課長	ありがとうございます。令和8年度の税率改定については、令和6年度の標準税率で対応することとさせていただきたいと存じます。 この後、スケジュール的に答申ということになります。この決定事項を踏まえまして、答申書の作成をさせていただきたいと思っております。 これまでの協議を踏まえて、答申の草案を本日用意させていただいておりますので、この後配布をさせていただきます。 皆様には本日お配りする案をお持ち帰りいただき内容について確認していただければと思っております。

保険課長	ご意見等がございましたらお手数ですが事務局までご連絡をいただければと思っております。 いただきました内容をもとに、次回の運協で答申書の内容を確定しまして、市長へ答申を行うという流れを想定させていただいております。 答申書は今一読をさせていただきます。 【答申書（案）を配布、一読】 現時点でご意見がありましたらよろしくお願いいたします。
議長	この段階で皆様から何かございますか。
新井次郎委員	今この段階でということで、4段落目に歳入不足が生じつつありという表記がありますけども、例えば、これを令和7年度の当初予算でいくと、この歳入不足という表現については、基金の繰入を何千万かしているから、その言い換えといいますか、そういう捉え方でいいのでしょうか。
保険課長	そのとおりでございます。
新井次郎委員	全体的に予算状況で数千万円になると、本来であれば、医療費等が当然埼玉県として増えて上がってくるとすれば、納付金についての予算額が当然増えていくという、そういう想定がある中で、保険税の収入が減ってきているということがもし出てくるとすると、当初予算の中でどのように説明するか、将来的にどうするかということも必要かなと思いますので、今言われたような基金の繰入金をゼロとするためにというようなことで、読み替えていいですか。
保険課長	確かに歳入不足の意味しているところは、基金の繰入と基金の取り崩しを行っているということが大きなところでございます。 今のご意見ですとそれを反映させた方がいいということでしょうか。
新井次郎委員	今の保険税収入だと収入が賄えないという収入が少ないということであれば、当然その充当する歳出も増えてきているというような意味合いになりますよね。けれども、予算を見る限りは当初予算ベースで見ると、前年よりも減額になっている。全体で。多分、納付金もそれほど増えてはいない。 そうなると、今の保険税率で間に合っているのではないかという、さっき言ったように、基金の取り崩しということを前提にしなければ、今後もある程度の歳出があるけども今のやり方で間に合うのではないかと思われたときに、その基金の取り崩し1億数千万ぐらいですね。ただ、その金額を実際に保険税から徴収するのですよというふうにするし、さらにこれが、例えば何億とかもっと大きな金額を繰入れするような、将来的な予算になりますよというような、要するに右方上がりにどんどん歳出が増えていくというようなイメージの中で、こういう税率改正があるということであれば何となく納得ができるのですが、当初予算ベースで見ると、増えてないのになぜ税率改正するの、というところがあります。

新井次郎委員	基金の取り崩しということであれば、それをベースに話をしてくださったと思うのですけれど。全体の予算を比較したときに、そんなに増えてないのに、と思うかなと私が感じるところでございます。
保険課長	承知しました。ただ、先程も申し上げたように、本来、20億からの納付金の支払いは全て税で納めなくてはいけないのですけれども、20億あるところを本庄市の調定は今15億しかない。その差額の5億をどうにか他のところで帳尻合わせて予算を組んでいるというような言い方もあると思っております。 本来、運営方針の中では、納付金を賄った上で、さらに納付金を賄うために収納率が定められていて、その収納率をクリアした差額のところで、保健事業とか独自の事業をなさйтеというような仕組みになっています。 本庄市の場合は今それが整っていないということで、トータル的には本庄市だけの医療給付費を賄う仕組みではなくて、埼玉県全体の給付費を埼玉県全体で支え合うという仕組みに変わっているのです、本庄市だけが頑張っても、実は他が頑張れないと、そちらに全部お金を持って行ってしまわれることになります。実際に、他の市町村では今でも納付金が上がった、下がった、うちは頑張っているのに、他のせいで、というような言い方をしているところもあるので、本庄市だけが税率を上げるのではないというところを市民の皆様にも理解していただけるような周知活動をする必要があると思っております。
新井次郎委員	この答申書ではどなたがどう見るかわかりませんが、先ほどの4段目の表現は、昔の国保という要するに市町村単位でやっているという、そういうイメージの中で、本庄市の医療が高いので保険税を賄いきれませんという、そういう読み、確かに平成25年度以降税率改正してないのですけれども、近年の情勢と、本来であれば、先ほど言いましたように県内統一という中での税率の改正ということであれば、この辺の、この4段目の表記が従来の保険制度、本庄市単独でやっているというような意味合いの中での税率改正のかなというニュアンスで捉えてられてしまうから、もう少し、県内全体、本庄市だけではどうにもならないですよという意味合いが入ってきた方が、この答申書を、どなたが見て、どのように捉えるかわかりませんが、少なくとも私はそう思いましたので、先ほど言われましたような埼玉県全体で取り組んでいくということが、どこかに出てきた方がいいのかなという気がしました。
保険課長	はい。わかりました。先ほども申し上げましたが、いろいろご意見をいただいた上で整えたものを次回の運協で皆様にもう一度見ていただいた上で確定をしたいと思っております。 ご意見について何かありましたら2月末までに事務局に直接いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	他にございますか。

澁谷委員	答申書の中で子ども子育て支援に関わることについてありましたが、運営協議会で協議しましたでしょうか。
保険課長	11月12日の運営協議会で、それまでの内容を整理させていただきました。令和7年度中に子ども子育て支援の課税額を含めた条例改正を行うということでスケジュールの中で確認を取らせていただいたところです。
澁谷委員	子育て支援金っていうのも保険税で考えているのですか。
保険課長	はい。子ども子育て支援金は、もう国の方で制度としてこれを令和8年度からやりなさいと決められた制度でございまして、実際のところ税ではないのですけれども、国民全員に1人当たり課税といいますか、国民全員から国が徴収して、子どものために使う財源とする制度を仕組みとして作りました。 その中でどこからお金を徴収するのが確実かと考えたときに、国の方が保険から取るのが確実だろうということで、国民健康保険は加入者から、社会保険に入っている人は社会保険から全て徴収されることになりました。 その仕組みとして、現在の国保税は、医療分、支援分、介護分ということで、今、それぞれに税率がかかっているのですけれども、そこにもう一つ子ども子育て支援金分を作りなさいというような指示が来ています。それがいくらかになるかというのは、国がトータルでどれくらい必要かをまず出して、社会保険はこれだけ、国保はこれだけというふうに振り分けて、そこからさらに埼玉県に振り分けられるのだと思いますが、埼玉県の全体額をそれぞれの市町村で分けて、本庄市では最終的にこれだけ払いなさいということになります。 それはもう確実に納めなくてはいけないので、国の法律が変わった段階でまた皆様にお知らせした上でこれだけかかりますというようなご報告することになるのではないかと考えております。
澁谷委員	わかりました。欠席でしたのでありがとうございました。
保健部長	本日はご審議をいただきありがとうございました。 保険課長が説明したとおり、令和7年度予算もだいぶ厳しい状況でございます。歳入になる税につきましても令和6年度に余裕があったかというところではなく、令和7年度については令和6年度より更にも厳しく収納の方を見ておりますので、今後は今以上に国保情勢が厳しくなるのかなという状況でございます。 被保険者も減っていくけれども給付費は増えていくという中で案を示させていただきましたが、今、世の中の的に光熱水費が上がっている、物価が高騰しているという状況がございまして、そうした中でやはり医療分についても、なかなか世の中には周知されないことですが、例えば、薬を作る段階においても、光熱費がかかって、そこに材料費がかかってきて、そういった経費も上がっていきまして、そこにかかってくる人件費ですね、お医者さんの人件費、看

保健部長	護師さんの人件費も上がってまいります。また、介護分も見ておりますので、やはり介護の人材不足ということが言われている中で、そのところにも負担がいくのではないかなという、これは私の推測ですが、今後ますます介護分も増えていくのではないかとこのところ、やはり国保は今後ますます厳しい状況になるのではないかとこのように捉えております。 本日やこれまでにご審議いただいたことを踏まえ、本庄市の国保が安定的に運営していけるように頑張っていきたいと思っておりますので、今後もしよろしくお願いたします。以上でございます。
議長	ほかにご意見等はございませんか。 それでは審議事項（３）については、終了といたします。
議長	４ その他 【事務局からの連絡】 次第４ その他として、事務局から連絡事項がございます。保険課長から説明いたします。
保険課長	それでは、何点か、事務局よりご連絡申し上げます。 まずは、本日配付させていただきました資料でございます。 今年度のはにぼんチャレンジの賞品交換が始まりましたので、ご案内させていただきます。このカタログは広報１月号で全戸配布させていただきました。 今年度は平日に市役所等に来られない方のために、３月９日（日）に市民課の休日開庁と合わせて午前中のみですが、保険課で受付を行うことといたしました。周囲の方にもぜひ周知していただければと思います。 よろしくお願いいたします。 次に、例年行われている「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」が、令和７年度も予定されております。本日資料はご用意できていないのですが、現在 106 万円の保険税の賦課限度額を 109 万円へと引き上げること、それから「低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直し」として、世帯の所得に応じた５割、２割軽減の判定所得金額を引き上げて軽減世帯の拡充を図る政令改正が予定されております。 今後の対応としましては、この政令の改正に伴い、「本庄市国民健康保険税条例」を改正する必要があります。改正される政令の施行日は、例年と同様に４月１日となることが見込まれるため、これまでと同様に、専決処分での改正を予定しております。詳細につきましては、次回の運営協議会で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それからもう一つ、高額療養費制度の見直しが予定されているのですが、先日、国の方で動きがありまして、もしかしたら見直しの見直しがあるかもしれないようです。こちらもちまた、詳細が決まりましたらご報告をさせていただきます。

保険課長	最後に、次回の運営協議会の日程ですが、先ほどご説明いたしましたとおり、次回は答申書の確定を予定しております。その後に、市長への答申となることから、事前に会長と協議させていただきまして、4月22日（火）に開催させていただきたいと思います。 皆様、ご予定のほうよろしくお願いいたします。 長くなりましたが、事務局からは以上でございます。
議長	委員の皆様からご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。 【特になし】 ないようですので、これで、次第4その他 を終了いたします。 それでは、本日の議事がすべて終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。 議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
副会長	5 閉会 【閉会あいさつ】

令和 7 年 4 月 30 日

会議録署名

会長

広瀬 伸一